



静岡県伊豆の国市「狩野川」 編集部

目 次

研究会 平成27年度食料・農業・農村白書をめぐって…… (4)

司 会	小林 信一				
報 告	神山 安雄				
コメント	八百屋市男	梅下 幸弘	岡崎 敏彦		
	月岡 直明	前間 聡	金澤 正尚		
	春名 竜也	渋谷 豊	小川 英伸		
出席者	梶井 功	服部 信司	谷口 信和		
	加瀬 和俊	矢坂 雅充			

〔連載 農研機構研究機関からの成果報告〕⑭

ブラウ耕・グレーンドリル乾田直播による
稲-麦-大豆の2年3作体系の実証……………大谷隆二 (41)

〔時評〕 官僚の再生産は可能か……………(M2号) (2)

☆表紙写真 神奈川県三浦市「城ヶ島」 編集部

「農村と都市をむすぶ」2016年9月号 (第66巻第9号) 通巻779号

官僚の再生産は可能か



中選挙区制の廃止、小選挙区制への移行は、カネのからない選挙を実現するため個人による選挙から党による選挙への移行を目指すものであったが、結果として議員

の自立性を弱め、官邸主導を強めることになった。小泉内閣の下で郵政改革に反対する議員に対して刺客を放ったことは、この変化を決定的なものとして私たちに印象づけた。国民に人気のあるリーダーを担ぎ上げて選挙に勝利する一方、担ぎ上げられたリーダーは世論の支持を背景に改革に邁進するという構図である。ここで改革の中味は敢えて問わない。

しかし、この官邸主導が官僚の人事に及んだ場合、どのようなことが生じるだろうか。

二〇一六年七月五日付けの『エコノミスト』の「ひと&こと」に「異例の国交次官人事 和泉首相補佐官が関与か」という記事が掲載された。国交次官は旧建設省技官（それも道路畑か河川畑）↓旧建設省事務官↓旧運輸省事務官という順番の輪番制が慣例だが、旧建設省事務官の次官昇任候補者は次官にならずに復興庁次官に転出、代わって旧運輸省事務官が旧建設省技官の跡を襲って次官となった。これは「今夏の霞が関次官人事での一

番のサプライズ」とのことである。同誌によると、この異例の人事を主導したのは和泉洋人・首相補佐官であり、水面下でさまざまな政策の調整役を担う「影武者」で、菅義偉官房長官も信頼を置いてると記されている。旧建設省住宅技官の国交省内における発言力は小さいとされているが、その系列にあたる和泉氏が「出身官庁の慣習を破ることで、自らの影響力を見せつけようとしたのではとささやかれている」とのことである。

これは他省庁の状況だが、このような政治主導の官僚人事が続くと、結果的にどのような事態がもたらされることになるか、少し考えてみたい。といってもここで記す内容は私のオリジナルなものではない。その人の名前を明かすことはできないが、私的な研究会で官僚OBから伺った見解を私なりに解釈し直したものである。なお、「」はその研究会での発言の引用である。

まず、今回の各省の幹部職員の人事異動については、内閣人事局の下での幹部職員の一元的管理の実現を目指したものであり、「議院内閣制度において政治主導による一元的な政策立案と政策執行が確立し、そうした行政権を担う幹部公務員に対する一元的人事管理体制の完成を意味するものと評価」できる。これは政権の命令を忠実に実行する「能吏型官僚」の登用でもある。このことは官邸主導の政策決定に伴い族議員の力が決定的に弱体

化したのと同様、大臣が実質的な役割を果たすことなく官僚が支配する「省庁代表制」（飯尾潤）の下で力を発揮した官僚の弱体化を意味している。これは省益確保に明け暮れるとする官僚叩きや官高政低の下での「決められない政治」への批判がもたらした帰結でもある。政策を決定するのは政治家であり、それを実行するのが官僚ということである。

しかしながら、懸念されるのは「幹部公務員の一元的人事管理が機能するようになればなるほど、幹部公務員と政権との『実質的な一体化』が進む」ことになる点である。政治家と官僚の幹部職員とが実質的な運命共同体を形成するといつてよいだろう。その結果、「仮に政権交代があった場合に、新政権における『政策立案と政策執行』がスムーズに行われる」という保障はなくなってしまう。それどころか、前政権と一体化していた優秀な官僚が政権交代とともに一斉にパージされてしまえば、政治家の意思決定を支える中央官庁に軋みが走り、施策の遂行が危機に瀕することにならないだろうか。そうだからといって、前政権に忠誠を誓って昇進した幹部職員をそのまま使うのに抵抗感があるのはある意味、当然である。厳しい政策論争してきた相手であればなおさらのことである。こうした問題を内在させている官僚人事は将来に禍根を残す可能性がある。

「現行の公務員制度は、幹部公務員を含め、『政治的中立性』の建前の下に『メリットシステム』がとられている」ことになっている。だが、内閣人事局を通じた官邸主導の人事が徹底されていく流れが続けば、実質的に幹部公務員は政権と一体化することになり、前述したような問題が発生することになる。そうであるならば現在のメリットシステムは廃止し、合衆国と同様、幹部公務員は政権交代とともに運命を共にする存在とし、公務員の人事制度を抜本的に改める必要がある。しかし、その場合、政権交代によって幹部公務員は失職することになるため、次の政権奪還まで彼らを養う受け皿が不可欠となる。この受け皿がないまま合衆国と同様の仕組みを導入することはできない。例えば、〇〇世紀政策研究所や△△グローバル戦略研究所のような組織が必要だということである。現行のシステムのまま、万が一、政権交代が頻繁に繰り返されるとしたら、その度に幹部公務員のすげ替えが起こり、やがて人材は枯渇しかねない。そして、こうした状況を察知した優秀な学生の足は霞が関から遠退き、省庁格差の拡大を伴いながら人材の劣化も進むことになるだろう。

以上が「異例の人事」の解釈とインプリケーションである。

研究会

平成二七年度食料・農業・農村白書をめぐって

小林(司会)

それでは、平成二七年度の食料・農業・農村白書に関する勉強会を開催させていただきます。

私は、司会をやらさせていただきます日本大学の小林です。よろしくお願いいたします。

最初に、きょうのコメンテーターの神山さんから、レジュメに従いまして二〇〜三〇分程度お話しさせていただいて、その後、お答えいただき、幾つかのセクションごとに意見交換ということで進めさせていただきますと思います。

それでは、神山さん、よろしくお願いいたします。

報告

神山 神山です。今年度の食料・農業・農村白書につ

いて報告させていただきます。白書という性格上、網羅的になりますが、私の気がついた点という形で報告をさ

せていただきたいと思います。

今年度の白書の特徴

今年度の食料・農業・農村白書の特徴としては、まず第一に、TPP交渉の合意と関連対策、そして経済効果の分析が、巻頭の特集という形で書かれているということです。

二点目は、第一章が食料、第二章が農業、第三章が農村、そしてここ何年か、第四章で東日本大震災からの復旧・復興が書かれています。この構成は変わらないわけですが、今年度の特徴としては、各章の頭のところで重点テーマが設定されていて、そういう意味では論点が絞られているということです。そして、例年ですが、事例を紹介し、コラムも挿入されているわけですが、わかりやすい記述にはなっていることだと思いま

研究会出席者

(2016年6月4日 於：農林水産省)

司	会	小林 信一	日本大学教授
報		神山 安雄	農政ジャーナリスト
コ	メ	(農林水産省)	
ム	ン	八百屋市男	大臣官房広報評価課 情報分析室長
		梅下 幸弘	大臣官房政策課 課長補佐
		岡崎 敏彦	大臣官房政策課食料安全保障室 食料自給率専門官
		月岡 直明	食料産業局企画課 課長補佐
		前間 聡	生産局畜産部畜産企画課 課長補佐
		金澤 正尚	生産局畜産部牛乳乳製品課 課長補佐
		春名 竜也	生産局畜産部食肉鶏卵課 課長補佐
		渋谷 豊	経営局農地政策課 経営専門官
		小川 英伸	政策統括官農産企画課 課長補佐
出	席	梶井 功	東京農工大学名誉教授
者		服部 信司	国際農政研究所代表
		谷口 信和	東京農業大学教授
		加瀬 和俊	帝京大学教授
		矢坂 雅充	東京大学准教授

す。第四章については、従来と同じように、地震・津波の問題と福島第一原発の事故の影響の二つに分けて書かれています。

物足りない分析の深み

全体を読んだ印象としまして、全体として物足りない。現状分析という面では、もう一段、というよりは、もっと三段、四段、分析を深めるべき点があるのではないかと感じます。特に第二章の重点テーマの構造変化ですけれども、二〇一五年の農林業センサス結果が既に公表されています。まだ構造動態の分析というのは時間がかかるのでやられていないと思いますが、構造動態なども含めて、もう少し一五年センサス結果を踏まえた分析があるべきではないかと思えます。

もう一つは、集落営農の問題ですけれども、センサスでは、農家以外の農業事業者という形でとらえています。特に労働力の面、またセンサスの対象から外れてしまっている自給的農家や土地持ち非農家などがどのよう集落営農にかかわっているかという分析が、ちょっと弱い、というより、ないわけです。集落営農の実態調査の問題とは思いますが、集落営農の分析を白書でもやっていくべきではないか。分析を深めるという面では感じます。

もう一つは、生産費の分析が白書の中ではみられないんです。冒頭のT P Pの合意の影響評価にもかかわりませんが、米の経営分析とか、影響があるという肉牛・養豚は当然ですけれども、比較的影響がまだ分析されていない酪農の分野などでも、生産費の分析をやっていくということが白書の現状分析全体を深めていくことにつながっていくのではないかと感じました。

過小なT P Pの影響評価

T P Pの問題につきましては、やはり影響の評価だと思えます。関連対策とか体質強化対策を前提にして影響評価がされているわけですけれども、最近出たアメリカの国際貿易委員会のT P Pの影響評価は、前提は違いますが、やはりそういうものからみると、日本の農水省が出された影響評価というのは過小にすぎるのではないかなという感じます。

肉用牛肥育の新マルキンとか、養豚経営安定対策とか、法制化をされて拡充をされるということが出されているわけです。この間の状況をみますと、二〇一二年年度の第IV四半期——二〇一三年一月〜三月ですが、新マルキンにしる、養豚経営安定対策にしる、財源が枯渇をしてしまいました、養豚のほうは何とか予備費を取り崩して満額の補填をしたわけですけれども、新マルキンのほ

うは、二〇一三年二月、三月は満額の補填がされていないわけですね。そういう経過からみると、法制化をしてしっかりやっていくというのは、肉用牛の肥育の経営、そして養豚経営にとっても、ある意味では悲願、今までの要望だったわけです。

最近になっては新マルキンについても、ここでもっと発生していますけれども、補填金が発生しない時期がちょっとあったわけです。しかし、牛肉の供給量全体をみていくと、年間八六万〜八七万トンぐらいの水準で推移をしていますので、最終段階でのセーフガード発動基準数量七三万八、〇〇〇トンを見ると、史上最大の輸入量ですから、相当な影響が考えられるのではないかなと思えます。現状分析をきちっとやっておかないと、影響の評価もうまくいかないのではないかなということですね。

米も同様の問題があります。ミニマムアクセス米の操作とか備蓄米の操作とか運営方向が出されているわけですが、米の生産費などをみると、下層規模層は生産費をカバーできていません。公表されている生産費調査は二〇一四年が最新のものです、一番米価が低い段階でのもので、影響が大きい。しかし、作付規模5ha未満層では、支払利子・地代算入生産費をカバーできていません。もっぱら飼料用米の作付拡大などで米の需給調

整がやられている現実の中で、米価は下落しないという TPP の合意の影響評価については、あまりにも過小評価ではないかなと思います。

「食料自給力」は総合的に考えるべき

次に、食料の問題に移ります。

まず、重点テーマで上げられている食料自給力の指標の問題です。新たな基本計画が出されたときの議論で申し上げたのですけれども、食料自給力といった場合には、総合的にとらえておくべきではないか。現在の試算では、労働力の確保と農業資材や生産要素の十分な量の確保というのは、前提条件として最初に入ってしまったというわけです。労働力、担い手の確保は、その担い手のもつ生産技術がどのようなものであるのかということに関連して「自給力」に大きく影響してくる。農業資材でも肥料の自給率は相当低いわけです。そういうものを前提条件という形で考慮に入れないで自給力というものを検討していくというのは、「指標」としてどうなのか、不十分ではないかと感じます。

それにかかわるのかもしれませんが、世界の穀物の需給、食肉の需要増加が述べられていますけれども、アメリカ農務省などの報告をめぐっていると、油糧種子の問題、特にヨーロッパの EU 加盟国の油糧種子の需給状況

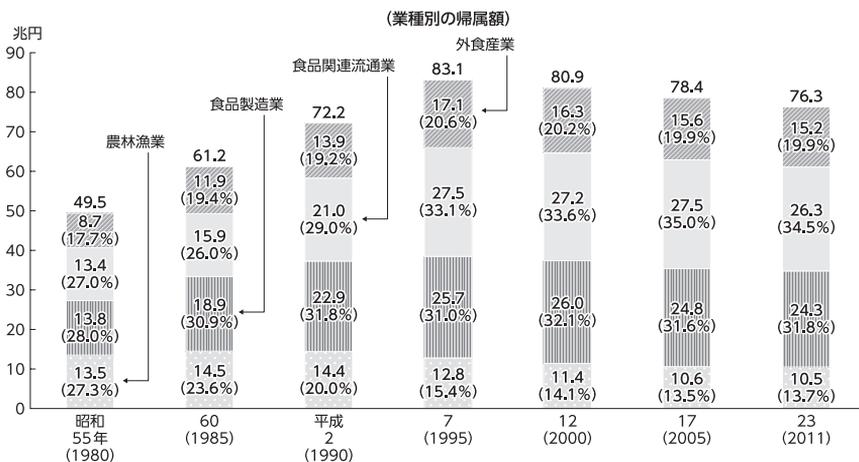
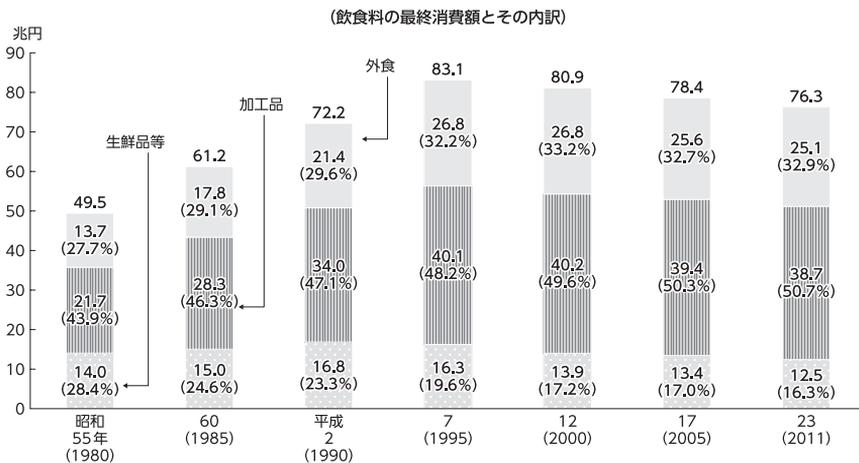
をかなり詳しく分析しています。バルト三国とかポーランドなどをみると、かなり菜種にシフトしてきている。バイオディーゼルの需要がふえているのだらうと思いますが、そろそろ我が国でも、菜種なども入れた油糧種子全体の分析をやっていくべき時期なのではないかなと感じております。

飲食料品市場規模と業種別帰属額

食料の第三点目ですが、飲食料品の最終消費額からみた帰属額などの図(四九・五〇ページ)(図1)です。以前からこの産業連関表と家計調査の最終消費支出をもとにした農林水産省の調査結果に注目していました。最新の数字が、つい最近まで二〇〇五年の数字だったので。去年の一二月に二〇一一年の数字を八〇年から再推計を含めて出されたので、いろいろなところで使わせていただいています。が、五〇ページの図が一番わかりやすいかもしれませんけれども、日本の飲食料品市場の規模は八〇年の四九・五兆円が九五年の八三・一兆円まで膨れ上がり、それ以後、二〇一一年の七六・三兆円まで減っていきます。一方、下のグラフの帰属額の「農林漁業」部分(食用農水産物)はほとんど増えず、九五年から減っていく。

日本の飲食料品市場は、食品製造業と外食産業と、関

図1 飲食料の最終消費額の推移



資料：農林水産省「平成23年（2011年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

注：1）総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で推計

2）平成17（2005）年以前については、最新の「平成23年産業連関表」の概念等に合わせ再推計した数値である。

3）（ ）内は、飲食料の最終消費額に対する割合

4）帰属額とは、飲食料の最終消費額のうち、最終的に各業種に支払われることとなる額を示している。なお、食品関連流通業は食用農林水産物及び加工食品が最終消費に至るまでの流通の各段階で発生する流通経費の額を表している。

連流通業が膨れ上がった結果として市場規模が膨れいくという構造になっているわけです。

もう一ついうと、図のもとになっている調査との違いです。原資料は、「二〇一一年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の「飲食業の部門別の帰属額の推移」です。原資料では、「農林漁業（食用農林水産物）」と「食品製造業」は、「国内生産」と「輸入農林水産物・輸入加工食品」に分けて数字が出されています。食用農林水産物の輸入もふえて、食品製造業の輸入加工食品の輸入がふえてくるという構造です。この五〇ページの帰属額の図では、輸入の部分が全く落ちてしまっているのです。

ここでいう「農林漁業」の部分が、輸入を含めた国内供給ではなくて、国内の農林漁業の帰属額として誤解されてしまうのではないかとことです。現に「農林漁業」（食用農林水産物）の「国内生産」は、八〇年一二・三兆円、九五年一一・七兆円、二〇一一年九・二兆円と減少しているわけです。

やられている仕事は非常に評価できます。特に日本の飲食料品の市場規模とか構造などをみる場合、利用できる資料だと思うのですが、こういう図のつくり方だと、本来の調査の意図とは違うところに行ってしまうと思います。

特に牛乳の場合、関連流通業、量販店チェーンなどの大型小売業がシェアを拡大し力をもってきていることが問題の一つとしていわれてきています。流通業のシェアを、輸入品の増加というところを含めながら、この図のところでも明らかにすべきではないかなと。ただ、量販店チェーンなどの問題については、七五ページの図(図2)とあわせてみていく必要があるのかなと思います。

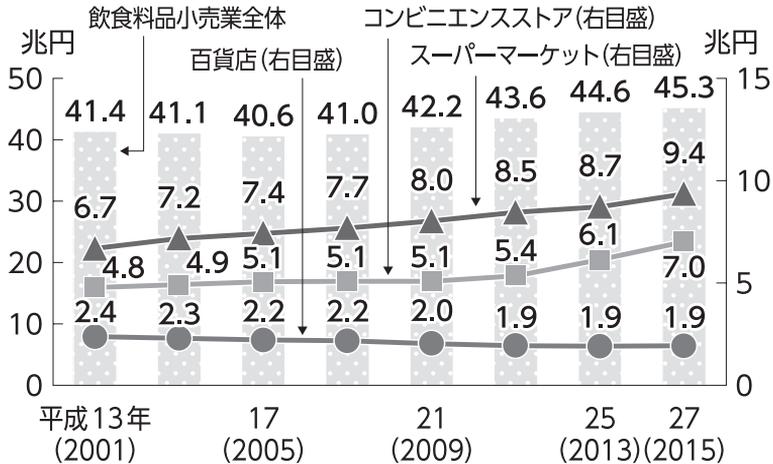
農業構造動態をどうとらえるか

第二章「強い農業の創造」の問題点にまいます。

重点テーマの農業構造の変化について書かれているわけですが、私の問題意識は、先ほど申し上げた点です。農業産出額とか農地面積、農業経営体の減少、特に基幹的農業従事者数の減少と高齢化の進行が記述されています。それにつなげるような形で、農地中間管理機構の取り組みの問題が記述されています。

これは安藤さんがメモで出されているような問題につながるのですが、確かに大規模の経営体はふえて、法人経営もふえてきている、常雇いの数もふえてきている。そういうところはあるわけですが、センサス結果などをみますと、上層規模層の上昇と下降の変動をみると、下降率がかなり高いんです。必ずしも規模拡大一辺倒で行くという形ではなくて、階層別の分析をしていくと、上

図2 業態別の食料品販売額の推移



資料：経済産業省「商業動態統計」

- 注：1) 百貨店及びスーパーマーケットは、飲食料品の販売額
 2) コンビニエンスストアは、ファストフード、日配食品及び加工食品の販売額合計
 3) 飲食料品小売業全体は、非食品の販売額を含む総販売額

層規模層の下降率も非常に高く出てきている。その辺をもう少し構造動態の分析をしていく必要があるのではないかと思えます。

集落営農の問題は、先ほど申し上げたとおりです。

もう一つは、新規就農者の動向です。一時期、大幅に減ってしまったわけですが、新規就農者、特に四〇代以下でふえてきている。従来から新規参入者のアンケートをやる、経営が定着するまで三〜五年はどうしてもかかってしまう。全国新規就農相談センターが三年おきぐらいに新規参入就農者のアンケートをやっているのですけれども、その結果はずっと変わってきています。そういうのもあって、三〜五年間、何らかの形でこ入れをすべきだという要望をずっと出していた。その結果として、青年就農給付金の制度が始まった。そういう面ではかなり有効な政策だとは思いますが。

ただ、今の調査が、一般企業が農地リース方式で農業参入した場合に、代表者一人を新規参入就農者という形でカウントして、新規参入就農者の数に入れていきます。一般企業の農業参入の代表者一人というのと、自営の形で新規参入して農業をやっている家族経営的な新規参入者と、分けて調査をしていくべきではないか。その辺は調査設計の問題ですが、分析するときに問題が出てしまったので、問題点としてだけ指摘させていただきたいなど

思います。

それから、主要農畜産物の生産等の動向です。先ほど申し上げましたような、作付面積とか生産量は数字として出されているわけですが、生産費調査とか経営統計は今回白書で扱われていない。そこが一つの問題です。特にT P Pの影響が出てくるといわれている作目のところは、生産費の分析などをやらないと、影響評価もできないのではないかと。その辺が物足りない部分です。

地方創生と田園回帰の動き

農村のほうに移らせていただきます。

重点テーマとして地方創生の動きが取り上げられていますが、昨年度の白書で特集として田園回帰の動きが扱われていました、今年度の白書でもそれを引き継いだ形で、移住とか定住の動きが書かれています。移住相談の件数はふえてきています。

ただ、新規就農希望者の相談件数というのは、ふえてきていることはふえてきているのですが、そんなにふえてきていない。それは若い人はどちらかというと青年就農給付金制度とか農の雇用事業などに集中してしまっていて、そういう事業の対象になろうという前提で相談を受けているという例があります。移住相談の場合は、最近では若い人も相談者としてふえてきているようですね、

五〇代、六〇代の人がかんりの数を占めています。四〇代以下の若い新規就農者への支援制度そのものは評価でき、結果が出ていると思えますけれども、五〇代、六〇代の人たちも含めた対策もこれから必要ではないかなと感じています。

日本型直接支払制度の問題

もう一つは、日本型直接支払制度の問題です。中山間地域等直接支払制度が二〇一五年度から第四期対策に入っている、その結果として、締結協定数とか交付面積を大幅に減少させてしまった。多面的機能支払などはふえていきますので、中山間地域の問題としてその現象をどのようにとらえるのか、そこが必要なのだと思います。

白書にはさらっと書かなければいけないので、深く書くわけにはいかないわけですが、二〇一六年度の対策をみても、進む方向としてはいい。集落連携を取り上げ、中山間地域等直接支払もその方向に向かっていくわけですが、余りにも高齢化が進んできて、五年間の協定がなかなかつくれない状況があるわけです。そこがこれからの大きな課題だと思いますので、要因分析をもっとやっていく必要があります。

東日本大震災からの復旧・復興

東日本大震災からの復旧・復興の問題ですけれども、原発事故が大きな問題として残っています。飯館村をこれから規制解除して復帰させるといわれていますが、本当にそういう早い時期でいいのかわかるか。風評被害の問題などはありませんが、農畜産物の安全確保とか食品の信頼の確保をこれから復旧・復興と併行して大きな課題に据えていく必要があります。

深い分析を踏まえた政策設計を

網羅的に申し上げて非常に恐縮ですが、白書のあり方として、特に農業・農村の現実を踏まえて政策をどうやって組み立てていくのか、設計していくのかということと、現状分析が弱いと的確な政策設計はできないと思います。特に構造動態の分析について、法人経営がふえる、大規模な経営がふえるということだけではなくて、もう一つ踏み込んだ分析をしないといけない。大規模層でも経営規模の縮小とか離農などが出ているということ、数がふえたというだけでは出てこないですよ。ですから、これからの現状分析の課題は、特に構造動態の分析を深めることだと思います。

白書の位置づけと役割

小林 ありがとうございます。

それでは、広報評価課情報分析室長の八百屋さん、よろしく願います。

コメント

八百屋広報評価課情報分析室長 広報評価課情報分析室の八百屋と申します。本日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。よろしく願います。

それでは、まず、私のほうから、全般的にコメントをさせていただきます。足りない点とか修正点などがありましたら、それぞれ担当の方からまたご意見をいただければと思っております。

まず、最初の白書全体の印象といった話ですが、我々も、白書をつくっております、ここ数年、だれのための白書なのだ、白書はどうあるべきかというのはずっと常に我々も問いながら、議論しながらやっております。

それで、分析をもっと深くというのは、ここ数年、毎年、ご指摘を受けておりました、特に研究をされている方からみれば、まだ踏み込みが全然甘いという話は多数いただいております。なるべく我々もそこは努力していかなければいけないと思っておりますが、一方で、そ

それぞれの政策にかかわる部分は担当部局と我々のチームが常に議論をしながら進めているという現状があります。

それから、白書をだれに対してというのがあって、法的には、食料・農業・農村の動向について国会に報告するというところで、どちらかというと、広く現状なりをご理解いただく、それから、いろいろな大学や地方農政局に行ったりして、今、説明会をやっておりますが、こういった機会を通じて、なるべく今の食料・農業・農村の現状をお伝えしていくという役割もあると思います、そういう面では、どうわかりやすく書いていくかということを常に気をつけながら作成しています。

そこで、分析をもうちょっと深めていかなければいけないというのは当然あるのですが、もう一つは、年に一回出す公式な文書ということでありますので、メッセージをその中にどう入れていくかというのも一つ課題ということであります。昨年はPPP交渉の合意がありましたので、これをきっちり書かなければいけないということがございました。あとはどういうことを伝えていくかということと、今回、構成で気をつけたのが、重点テーマを置いて、メリハリをつけて、今、農林水産省なり政府が重要と思っていることを取り上げてみたということがございます。

重要テーマをみれば、ある程度大きい流れなりを、例えば、輸出を今一生懸命やっているのだから、自給力と今のを今やっているとか、農業構造も変化してますとといった話と、地方創生という動きを引き続きやっているということが分かっていただけだと思います。

どの分野をどう深掘りしていくかというのは毎年のテーマとしてありまして、特にセンサスの結果が昨年出ましたので、これは当然もうちょっとやっつけていかなければいけないのかなとは思っております。

それでは、ご指摘を受けた点等について、可能な範囲でお答えをしていきたいと思えます。

PPP特集の取扱い

特集のPPPの取り扱いですけれども、白書でどうかということがあったのですが、現在、まだPPPそのものについてはこれからまた国会で議論が進められていくという中で、基本的には、これまで政府が発表してきたものをきちんと改めてご提示して、ご理解を深めていただきたいということで、そういう意味では、きちんと全体がみられる形にしております。

PPPの影響評価が過小ではないかということはいろいろなところでもご指摘はあるのですが、これにつきましては、PPPによる関税削減の措置が国内生産に与

える影響を分析したものであって、長期的な米の需要の減少などのTPP以外の要因は考慮しているものではないということと、今回の試算のやり方としまして、交渉で獲得した措置とあわせて、昨年一月に出した、国内価格や国際価格、輸入量などの客観的なデータをもとにした品目ごとの影響分析と、政策大綱に基づく国内対策を実施するということを前提としております。

そこで、輸入品と競合する国産品がどれくらい置きかわるかということを精査して、影響を試算したものと違うことで、そういった目的からすれば、客観的なデータを用いた合理的な試算であると考えております。

アメリカの国際貿易委員会の評価は、これは白書には載っておりませんけれども、政府の試算とは前提条件が異なる試算でありますので、我が国の国内対策の効果を踏まえておりません。アメリカの影響なので、ほかの国からの輸入の置きかえとかほかの要素も入ってくるということがあるので、当然、それは異なってくるころはあろうかと思っております。

TPPについては、畜産等は別途お答えしていただければと思います。

食料自給力指標の考え方

それから、食料自給力指標(図3)ですけれども、総

合的なものとしてとらえる必要はないかということですが、これは考え方として、我が国の農林水産業が有する食料の潜在生産能力を評価しようということで、それをフル活用したときに得られる食料の供給熱量ということをやっております。これはイギリスの事例を参考にしながらつくったということですが、イギリスの事例でも、生産転換に要する期間は考慮していないとか、労働力は確保されているとか、資材についても十分な量があるという前提を置いて試算を行っています。

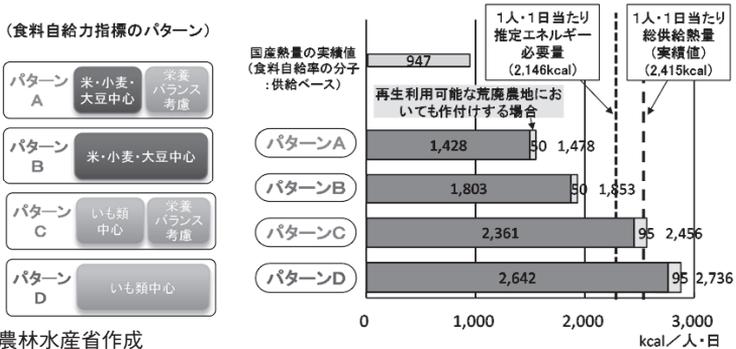
担い手の確保や肥料の自給率などの現状も考慮したものとすることについては、そもそもその目的であります現在の農地をフル活用した場合の指標ということからはちょっと離れた別のものになっていくということもありますので、今回、イギリスと同じような前提でやったということです。当然、その担い手の確保とか生産基盤の確保というのは重要なことであり、自給率の向上にも必要なものでありますので、基本計画等について議論して、その確保に努めていくことにしているということでもあります。

それから、油糧種子についてですけれども、大豆に加えてなたねも分析するということがございます。これは農水省としては、白書ではそこまで書いていないのですが、いろいろなモデルの予測をして、それについてはな

図3 食料自給力指標は低下

食料自給力指標は、食料の生産を4つのパターンに分けて試算。いも類中心型では推定エネルギー必要量を上回っているものの、現実に近い米・小麦・大豆中心型では大幅に下回る結果。

食料自給力指標（平成26年度）（概算値）

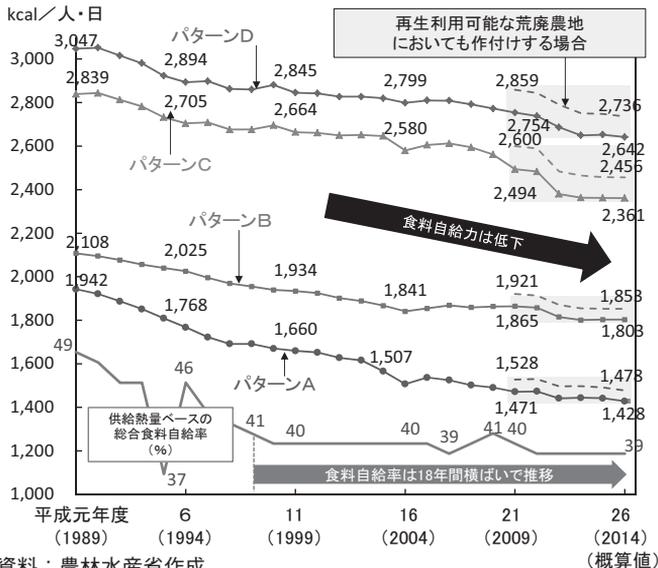


資料：農林水産省作成

近年、食料自給率は横ばいで推移しているのに対し、食料自給力指標は低下傾向で推移しており、食料供給能力の低下が危惧される状況。

食料自給力指標を示すことにより、食料安全保障に関する議論を深めていき、その上で、食料の安定供給の確保に向けた取組を推進。

食料自給力指標の推移



資料：農林水産省作成

たねを含めた油糧種子やバイオディーゼルについての予測分析を行ったりと、農水省が出しております海外食料需給レポートなどは、そういった主要地域の菜種需給動向についても分析を行っています。白書についても、バイオディーゼルなどは、平成一八年白書や二一年白書ではもうちょっと踏み込んだ、どちらかというところアメリカのトウモロコシの政策に引張られて書いたということもあります。またそういう動きがあれば、今後、白書にも取り上げていくということもあろうかと思えます。

それから、産業連関表に基づいた図ですが、これを我々も載せるに当たって、今回は六年ぶりに出た図なので、どう活用しようかということがあったのですけれども、今回は、食料消費が減っていることを中心に書いたものから、食料消費の項に置いております。その中で、全部載せると非常に細かい図になるので、一部省略をしたところがありまして、途中の流通経費の話とか、輸入品をどこまで区分を明示するかということなどで、今回は、消費額全体が減ってきている、国内の消費のパイが減っているという状況をいたかったということとで、そちらのほうを優先させていただいたということがあります。これは使い方によっていろいろな分析ができるのではないかと思っております。

都府県でも大規模経営

それから、農業構造の変化については、今回、センサスが出たということで、なるべく活用しようということとで記述をいたしました。特に規模拡大が一方的に進んでいるというばかりではなくて、中身についてはもう少し分析できればよかったですかとは思っております。

余談ですけれども、例えば経営規模別の農業経営体数のデータ(表1)では、都府県の一〇〇ヘクタール以上の経営体が四〇〇以上あるということ自体に驚かれる方もいらっしゃると思います。都府県で一〇〇ヘクタールです。北海道ならあるでしょうけれども。まずそういうことも全然認識されていないということがあって、これは規模拡大が進んだのか、それを受けざるを得なくなってきたか、いろいろあると思うのですが、そういう細かい分析は多分しなければいけないのですけれども、今、そういう状況にきているということとで、五〇ヘクタールで大きいという話ではなくて、そのくらい進んでいるというのが、現状を余りご存じない方にとっては、それだけでも結構なニュースになるという話がありました。

これはもうちょっと分析していくとよいと思います。一方で、五ヘクタール未満は大きく減ってきている

表1 経営耕地面積規模別農業経営体数の推移

(北海道)

(単位：経営体)

	平成17年 (2005)	27 (2015)	
			増減率 (%)
5ha未満	16,312	10,195	-37.5
5ha以上20ha未満	20,553	13,197	-35.8
20ha以上50ha未満	12,608	11,570	-8.2
50ha以上100ha未満	4,438	4,584	3.3
100ha以上	705	1,168	65.7

(都府県)

(単位：経営体)

	平成17年 (2005)	27 (2015)	
			増減率 (%)
5ha未満	1,899,393	1,262,058	-33.6
5ha以上20ha未満	51,634	64,428	24.8
20ha以上50ha未満	3,119	8,107	159.9
50ha以上100ha未満	459	1,537	234.9
100ha以上	159	422	165.4

資料：農林水産省「農林業センサス」

という現状があるということをここで記述をさせていただいています。

集落営農につきましても、法人化が進んだりしているわけですが、そこでいろいろな農家の方がいらっしやるので、担当課では調査等も行っておりまして、集落営農についても、今、地域の受け皿ということで非常に期待されています。集落営農の主たる従事者、構成員で営農活動に従事している者は八割ぐらいあるということです。

高齢化は当然進んでいると思いますが、そういう従事者を確保しているという状況はみとれるのではないかと考えています。

また、生産費調査なども、どこまで白書で取り上げることかというのは、品目も一つずつやっていくと大変なので、大きい動きがあれば取り上げていきたいと思いません。

地方創生、田園回帰の動き

地方創生の動きということで、昨年は特集で田園回帰を大きく取り上げたわけですが、引き続き、大きい要素として、移住の話とかインバウンドの話を取り上げさせていただきました。移住・定住の動きを新規就農に結びつけていくという課題は当然ございまして、先ほど神山先生もおっしゃたとおり、移住への支援とか、研修や就業支援などをやっているということもあって、あとは、どう自治体なり地域なりがそれを受け入れていくかということもあろうかと思いますが、そういった移住・定住者も含めた新規就農者の自立と定着が図られているという認識で今やっております。これをどう増やしていくかということがまだまだ課題というところであります。

それから、中山間地域等直接支払制度の数が減って

るということにつきましては、今回、白書としてもそこは書けるだけ書いてつもりではあるのですが、第四期になって落ちていきます。今の記述では、農業者の高齢化等による協定者数の減少や新たな協定締結に時間がかかっているといったことを書いていますが、今後、これも担当部局のほうで、農林業センサスデータによる集落の状況分析ですとか、集落協定を継続できなかった集落へのアンケートとか、現地での聞き取りといったことを行って、減少要因の分析を行うということですので、これでもできれば白書のほうで反映させていきたいと考えております。

ざっとでありますけれども、以上です。

討論

小林 ありがとうございます。

本日は関係部局から大勢来ていただいて、かつてなかったのではないかなと思うのですけれども、いろいろなことをお伺いできるのかなと期待しておりますが、今の室長のお話につけ加えるところがあれば、どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

特にはよろしいですか。それでは、意見交換の中で出していただくということで。

TPP経済効果評価の問題

小林 それでは、意見交換に移りたいと思います。その進め方としては、一つ一つ、章ごとに話をさせていたいただきたいと思います。

まず、特集のTPP交渉の合意及び関連政策、白書ですと三〜一八ページのあたりについて、神山さんから、影響評価が少し過小ではないかと、具体的な畜産に関する、新マルキン等に関する問題等が出されております。編集委員の皆さん、この部分について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

では、服部先生。

服部 二〜三、お聞きしたいことと、指摘したい点があります。

一つは、TPPの経済効果評価に関係しますが、一七ページの上から三行目ですけれども、「分析に当たっては、一般均衡経済モデルであるG-TAPの最新版を使用し」と書いてあります。ただ、この一般均衡経済モデルというのがどういうモデルなのかと、簡単でもいいから説明を加えるべきで、これだけだったら一般の人はわからないですよ。

これはほかのモデルと比べて完全雇用を前提にしているモデルだと。ある分野で輸入がふえて、雇用が減って

も、自動的に他の分野で失業者が吸収されるということ
を前提にしたモデルだ、ということの説明しておく必要
があると思うのです。そうしないと、このモデルの特徴、
どんなモデルかわからないから、これ以降もこういう問
題が出てくると思うので、それは必ず説明しておいても
らいたいです。そうしないと不親切で、客観性を損ねると思
うのです。

今までほとんどがこのモデルでやってきたのだけれど
も、世銀の結果でも、日本の場合は二%以上のGDPの
プラスになっているわけですよ。それはモデルの内容
と関係があると思うのです。だから、ぜひそれをはっき
りさせてもらいたいと思います。

それから、同じページですが、これは先ほど室長が話
したときに、政府のこれに対する対策が出ており、評価
も出ていると。だから、白書を書く立場としては、それ
を前提にして書かざるを得ない。それはそうだと思うの
です。だから、こういう微妙な表現になったのかなと私
は想像しているのですけれども、下から五行目に、「引
き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持さ
れると見込まれています」と書いてあります。私は、こ
れは非常に微妙な表現じゃないかと思ったのです。はっ
きり生産が維持されていると書かれているのは、国内生
産量なんです。

これまでの政府の説明文書、解説文書では、生産量だ
けではなくて、所得も維持されるのだという説明です
ね。でも、ここは、実質的にそういうことを書いて書か
れたのか。書かれたのだとしたら、「両方とも、国内生
産量及び農家所得が維持されると見込まれる」と書くの
が正当だと思うのです。ところが、そうっていない。
それは意味があってそうならないのかなと思ったの
です。私がそういうのは、生産量が維持されるというこ
とも、本当にそうなのかなと私は疑問があるのだけれど
も、仮に生産量が維持されるとしても、所得は、左側の
ページに肉用牛とか養豚の経営安定対策が書いてありま
すが、その補填は価格が下がった分の九割です。私は、
今までの八割から九割になったことは、評価していま
す。

それから、経営者の負担金に関しても、養豚について
生産者一対国一から肉用牛と同じ生産者一対国三になっ
ていると。これは評価しています。でも、なおかつ、補
填が九割で、生産者が四分の一を負担するわけですね。
生産者が負担金を出すわけでしょう。海外だったら、ア
メリカでも、EUでも、生産者が所得補償をもらう場合
に負担するという制度はないですよ。日本だけがそう
いう独特な制度になっている。

生産者が四分の一拠出金を出すということは、それは

生産者の負担なんです。だから、実質的には補填されるのは〇・九×〇・七五、六八％です。だから、三分の一は補填されない。その三分の一の所得は補填されないで、減るわけですよ。それを前提にしたら、所得が維持されるとは書けないと思うのです。だから、農林省はそこは曖昧にして書かなかったのかなというのが私の判断です。

そうすると、冒頭の一ページで、「万全の施策を講ずる必要がある」という、「万全」というのはいささかひっかかる表現だということですよ。

国内生産、農家所得の確保

小林 主に二つあったと思います。一つは、G T A P の件で、いかがでしょうか。

八百屋広報評価課情報分析室長 G T A P モデル自体は、注釈で中身まで書くと、一般の方にわかるように書くのは難しいかなというのがあったのですが、一般均衡経済モデルについては今後検討したいと思います。

梅下政策課補佐 試算の件で、試算結果の「引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む」という記述についてのご指摘ですけれども、今回、経済効果分析というのは、T P P の影響をどうみるかということで、先生、ご案内の内容ですが、繰

り返ささせていただきますけれども、内閣官房が中心になって、G T A P モデルを活用して試算しております。二五年三月の試算の際も同様ですが、その際、農林水産物については、その生産額がどうなるかというのを農林水産省で試算して、その結果をG T A P モデルに投入しているという関係になっていきます。

その農林水産物についての試算でございますが、生産額への影響をみるということで、T P P によって、国内生産というのがどの程度輸入品と置き換わるかどうかというのをみておまして、最終的な結論の書き方についても、国内生産量がどうなるのかといったところに主眼をおいた書きぶりになっているということをご理解いただければと思います。

前間生産局畜産企画課補佐 畜産企画課の前間です。

神山先生のところでもちょっと申し上げようかなと思っていたのですが、先生のレジュームの二ページの三行目に、牛のマルキン、乳用種・交雑種はほぼ恒常的に補填金が出ているというお話がありますけれども、一年前であればこういう言及は確かにそのとおりなのですが、今朝のNHKの「おはよう日本」をざらんなった方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、それでもわかりやすく説明されているように、和牛の子牛が今減って、供給が足りなくなってきた、和牛の牛肉の価格が

非常に上がっている。それにつられて、交雑種・乳用種の市場価格は上がっていて、消費者の皆さんは買いにくくなっているというお話があって、マルキンも、二七年度は、主に和牛の肉専用種では一回も発動がありませんし、交雑種でも一二月の中九ヶ月、乳用種も一二月の中六ヶ月発動がないということで、要は、収支が均衡している状況にあります。

それで、服部先生がおっしゃったように、〇・九×〇・七五は〇・六七五というのは、算数的にはそうなのですけれども、それは恒常的に発動が出ているときには確かにそういう計算も成り立ちますが、生産向上ですとか生産コストの削減のような対策も同時に打って、収支が均衡するように誘導していく中で、セーフティーネットとしてマルキンも拡充するという、二本立てになつていきますから、〇・九×〇・七五なので心もとないという考えはこちらのほうはないということです。生産も応援するし、セーフティーネットも拡充する、その中で生産者の皆さんに安心して経営を継続していただきたい、そういう考えでございます。

服部

でも、生産性の向上というのは、規模で……。

前間生産局畜産企画課補佐

いろいろなやり方がありますね。今、畜産クラスター事業で全国展開していますけれども、規模拡大も一つの方法ですし、それ以外にも、

どのようにクラスターを形成するかということで、収益性の向上というのはいろいろなパターンがございますから、規模拡大一辺倒というわけでご提案差し上げてはいただけなくて、まさに現場で知恵を絞ってもらう経営を考えていただきたい。そういう形で柔軟性のある政策を展開しているところでございます。

TPP関連対策と影響分析

小林

その点で、影響試算評価で余り問題ないというご回答があったのですが、例えば、牛肉関税だと最終的には九%下がるわけですね。それまでにある程度の年限がある、あるいは乳製品もそうですけれども、いつをとらえて余り影響はないといっているのか。一〇年後にはかなり影響があるよとなってしまうのか。そこはどうなのでしょう。

梅下政策課補佐

これも先ほど申し上げましたとおり、農林水産物の生産額への影響をG T A Pモデルにデータとして投入することになるわけですが、G T A Pモデルの試算結果について、明確に何年後という時間の概念はございません。

農林水産物についても、最終的な合意内容で試算を行っているということなのですが、品目毎に最終年の時点も異なっており、これが何年後かという具体的な時点は

想定しておりません。

服部 生産性向上の対策を実施し、努力もするのだと。そうすれば、補填率が〇・六七五であっても、〇・三二五に関してはカバーし得るということですが、それは一種の努力目標だと思うのです。努力目標を出されるのはいいのだけれども、政策の結果、こういうことが確実に予測されると。関税が下がれば、当然、その分、価格が下がって所得の減少になるということは、ほぼ確実に予測されるわけですよ。それに對して、万全の対策だというならば、それがカバーされる対策を本来ならばとるべきだと思うのです。

梅下政策課補佐 我々も、合意があつてそのまま対策でというのではなくて、先ほど八百屋室長からも言及がありました、合意を受けて、一体どういう影響が考えられるのか。これは昨年一〇月末から一月初めにかけてですけれども、品目毎にそれぞれ影響分析というのを outsizing させていただきました。

例えば、重要五品目、米であれば、国別枠を設定しましたので、その分に対しては何らか対策が必要だと。牛肉については、当面輸入の急増が見込み難いが、競合するものについては長期的には価格低下の影響が出てくるかもしれない。そういった分析を行った上で、今回、再生産を確保するためにはどういった対策が必要かとい

うのを検討しまして、一月二五日に総合的なT P P 関連政策大綱という形で対策を打ち出しております。そのプロセスを踏まえた上で、今回、影響試算というものを outsizing させていただいております。

服部 それはわかっています。

梅下政策課補佐 です、何の分析もなくというのはなくて、どの程度影響があるかという影響分析を行い、どのような対策が必要かというのをきちんと検討した上で分析を行っていることをご理解いただければと思います。

服部 万全の対策というからには、やはり万全にしてほしいということなのです。万全にすべきじゃないかということなんです。

梅下政策課補佐 政府としては、大綱に基づいて、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講じることとしております。

小林 影響試算については、かなり過小だというのはあちこちで聞こえているわけですが、それは置いておいて、先ほどのマルキンの話も、ポイントは、生産基盤がかなり脆弱化していて、今の子牛価格八〇万円なんて異常な価格ですよ。これは当然、肥育経営に相当のダメージを与えるわけですし、八〇万円になっても、子牛農家は今ほとんどんやめていられるわけですね。これはいい退職

金だみたいな形で。そうすると、さらに繁殖がかなり厳しい状況になるということだと思うのです。これは次の動態のほうに移ってしまうと思いますが。そういうことも含めた対応がされるのかなというのが非常に気がかりなところです。私がいってはいけないのですけれども、畜産なのでどうしてもいってしまうのですけれども（笑声）。

それから、乳製品については、一四ページに、「牛肉、豚肉、乳製品については」と書いてありますが、乳製品についてはここには記述がないですね。次のページにはようやく現行の給付金制度を少し直しますよということが書いてありますけれども、一四ページをみたとき、ああ、乳製品はないのかなと思ってしまったりしました。これも蛇足ですけれども。

TPPについては、ほかはよろしいですか。こればかりだと時間がなくなってしまうので。ちょっと残念ですけれども、よろしいですか。

米の国制枠設定と備蓄制度

梶井 備蓄制度の見直しというのは、要するに、政府備蓄米の運営を見直すというのは、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れると。運営を見直すというのは、それだけですか。例えば、備蓄期

間が今まで五年のものを三年にするとか、消費者に余り古びた米を食わせてはいかんから三年にするのだということなどが、一ころ、自民党の会議などでもいわれていましたね。それはやらないうことです。

小川政策統括官農産企画課補佐 米の担当の小川と申します。去年の一月二五日に政府のTPP大綱を決定しております、その中で、今おっしゃったような内容が記載されています。

梶井 じゃあ、三年にするというのは消えたわけね。

小川政策統括官農産企画課補佐 いえ、白書はそれをわかりやすく説明するために整理していますが、大綱で書かれている内容が消えたわけでは決まっています。

梶井 じゃあ、それはどうなっているんですか。

小川政策統括官農産企画課補佐 大綱に記載されている「保管期間を原則五年から三年程度に短縮することや「消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえる」ということは、もちろんそういうものも含めて今後検討していくことになりましたので、備蓄の見直しについて、大綱記載の内容を変えたということは全くございません。

梶井 じゃあ、まだこれははっきりしないのですか。

八百屋広報評価課情報分析室長 五年を三年に短縮

は、大綱の前身で白書でも書いてあります。

谷口 大綱に書いてあります。ただ、問題は、三年になると、備蓄米の処理方法として、食用が前面に出てしまったから、後の一二月の新農政の説明文書の中で注に、そうじゃないと書かざるをえなくなったことです。

今までどおり飼料米や援助などに回すのであって、食用米に出すではありませんよと書かざるを得なかったわけですよ。だから、ちょっと小泉さんが先走りしてしまったわけですよ。そこはちゃんとわなないといけないんじゃないかな。消費者にうそをいった感じになってしまっているの。

小川政策統括官農産企画課補佐 そこはちょっと誤解があるかもしれませんが、決して備蓄米のこれまでの運用を変えるものではなくて、平時には飼料用等の非主食用として売却し、いざというときには国民の皆様にご主食用として供給するという位置づけは全く変わっておりません。平時のときは基本的に飼料用に売却してありますので、その運用は全く変えないものでございます。

梶井 じゃあ、この大綱に書いてあるものはまだ生きているということなのですか。そこのところだけはっきりさせてください。

小川政策統括官農産企画課補佐 はい、生きています。大綱に書いてあるものはしっかり生きていますし、

これに則って……。

梶井 じゃあ、やっぱり五年を三年にする……。

小川政策統括官農産企画課補佐 三年という言葉にちょっと語弊があるかもしれないのですが、決して三年ぴたりにするという意味ではなくて、これは「三年程度」という言葉が入っています。備蓄米は、一〇〇万トンの備蓄水準で運用していますが、毎年二〇万トン備蓄米を買ひまして、五年保管後に売却して運用しています。つまり、五年回しで、原則二〇万トン掛ける五年で一〇〇万トンの水準を維持しています。これを、外からTPPで別枠で輸入米が入ってきた場合に、輸入量と同じ量、例えば輸入量が五万トンだったら五万トンに相当する国産米を新たに買い上げる。つまり、二〇万トンにちょっと積み上げる。それで備蓄米を運用していく。一方で全体の備蓄水準の一〇〇万トンは変えないので、その結果、保管期間が短くなると。そういう趣旨でございます。

梶井 それはいいんですけども、五年を三年にするというのは大分違うわけですよ。毎年の放出量が変わってくるわけですから。

小川政策統括官農産企画課補佐 短縮するという方向はそうなのですけれども、三年というのはきっかり決まっているわけではありません。

谷口 この三年というのは意味があった数字なんです

ね。

梶井 五年を短くするという意味ですね。

小川政策統括官農産企画課補佐 そうです。五年を短くする、保管期間を短くするということです。

梶井 ということは、毎年、放出量はふえるということですね。

小川政策統括官農産企画課補佐 そうなります。飼料用への放出量がふえることになります。

谷口 ただ、三年というのは年間買入量が三三万トンになるでしょう。今、二〇万トンだと、一三万トンふえるわけですよ。でも、この二年間では二五万トン買入れているから、八万トンプラスという意味でしょうね。

だから、そのあたりの数字だということはある程度根拠があつて出ているのです。そうでなかったら、四年でもいいわけですよ。三年という数字が出たのには、明確な意図があつたと私はみていますよ。

ただ、それを「食べる」とやっちゃったから間違つたのですが、期限がそういう数字とびったり合つていたということ、むしろ積極的に書いたんじゃないかと思うのだけれども、何か隠しているようにみえるから、誤解を招いてしまったんじゃないかと思えます。

梶井 飼料米にしてしまうということは、棚上げ備蓄といいましたよね。でも、これは三年にして回転備蓄に

するということ意味なのですか。

小川政策統括官農産企画課補佐 決して回転備蓄に変更するというものではございません。棚上げは棚上げをこれまでどおりやるものでございます。

梶井 でも、仕組みを変えるというけれども、その仕組みが何も書いてないから。

小川政策統括官農産企画課補佐 毎年の買入れ数量と保管期間という部分を変えるものであって、備蓄制度の基本的な運用を変えるわけではございません。

小林 よろしいでしょうか。時間もありませんので。
梶井 そこははっきりしないんだけど。

食料安定供給と白書の立ち位置

小林 では、次に移りたいと思います。

第一章の食料の安定供給の確保に向けた取り組みです。
谷口 前回の白書のときも申し上げたのですが、白書の立ち位置ということについてです。基本法と基本計画と白書があつて、白書は毎年ですよ。基本計画は五年に一回です。毎年、細かな動きを反映できるというのは白書の強みですし、その点で、その時々既に動いている政策に対しても、状況が変わつたらこういうことがあると問題提起できる、すぐれた武器だと思つたのです。

それを国民にわかりやすく話すというところに白書の

存在意義があつて、「各課の政策説明文書をホームページからみてください、さようなら」というのではなくて、まとまっていることの意味はすごく大きいと思つています。だから、逆に期待も大きくて、いろいろ注目してしまふのですが。

それで、質問は簡単に、四三ページに、前回いったことと同じですけれども、②総合的な食料安全保障となつていて、これは去年の白書のときも使つていたのですが、ご承知のとおり、二〇一〇年の基本計画の中で使われた民主党政権時の独特の表現なんです。それまでは、「総合的な」というのはなかったんです。これは基本法にもない。

—それで、その単語があることは私はすばらしいと思うのです。それを残していることもいいと思うのです。そうすると、白書のアとイの順番をみると、先に「不測時」が来て、その後には、はっきりしないのだけれども、「食料安全保障」と書いてあつて、これは平時という意味のはずなんです。論理的な順番からいへば、不測のとき以外は平時ですから。その両方でもつて食料安全保障を考へるから、「総合的な安全保障」という概念そのものが成り立つわけですね。

それとの関係で、一三ページに戻つていただくと、「食料自給力」とあつて、これ自体は決してむだではない概

念を出したのですけれども、二三ページの真ん中の下ですが、「食料安全保障に関する議論を深める」とあります。ここには「食料安全保障」というのは何を指すのかということが全然書いていないわけですよ。

—とすると、私は、「総合的な」といったときは、不測時の話と平時の話を組み合わせて「総合的」といつていて、そして、平時の問題というのは食料自給率だと思つたのです。毎年、計算してきますから、食料自給率が平時の水準としてみるものであると思います。そして、非常事態になったときは手をつくつてみたらどうなるのかということを示すものが食料自給力という概念で、対応しているわけです。そういう対応関係が本来あるはずなのに、そして、以前に示されたボンチ絵ではそういう表現の一部が出ていたんです。しかし、それが、こういうところになんか全然反映されていないので、どうなのかなというのが質問です。

—つまり、もう一回いうと、食料自給率指標はどこにかかわる概念として出されていて、総合的な食料安全保障というのは、そういう食料自給力と自給率という関係の中でどういう位置に立っているのかということをとータルに説明するという点では、やや不明確なのではないかなど。これは私の意見ですけれども、それは日本農業年報に書きました。

「総合的」という単語がついている以上、その「総合的」の説明がどこにもないのは、ちょっとおかしいと思います。

「総合的な食料安全保障」とは――

小林 では、どなたかお答えをお願いします。

岡崎食料安全保障室食料自給率専門官 食料安全保障室で食料自給率、食料自給力を担当しております岡崎と申します。

先生の論文を読ませていただきましたけれども、先生のご指摘のとおり、基本法上の食料安全保障は不測時ということになっています。一方、食料安全保障というのは平時からの取組も重要であることから、二二年度に策定された基本計画のときに、「総合的な食料安全保障」という概念を整理したところです。

先生のご指摘のとおり、「総合的な食料安全保障」といった場合には、平時から不測時において、一連のリスクに対してしっかり対応するということです。記述的にそこが不明確な点があるということは留意する必要があります。あると考えています。

この「総合的な食料安全保障」の中で、まず初めに不測時の話が出ていますが、今回の基本計画の一つのポイントは、食料自給力指標を示すとともにリスク評価を行

ったという点です。

食料安全保障を確保していく上では、まずしっかりとリスク評価をした上で、どういう施策を講じていくかという話になりますので、ここではリスク評価というのを書かせていただいたということです。

次に、総合的な食料安全保障と食料自給率・食料自給力の関係ですが、食料自給率は、日ごろの食生活が国内生産でどの程度賄われているかを示す指標です。

一方、食料自給率ではとらえ切れないものがあるということ、今回、食料自給力指標を初めて示しました。

この指標は食料の潜在能力をしっかりと評価するという観点から試算したものです。

この指標が出たときに、四パターンのうち、特に辛の分析に議論が集中して、不測時の指標と考えられているところもあります。食料自給率では計れない力を評価するために示したということです。

また、不測時の食料安全保障ということで、緊急事態食料安全保障指針を策定していますので、その三つで、食料安定供給の確保を図っていくことにしています。

基本的な考え方は以上のようになっていますので、その辺を今後わかりやすく伝えていく必要があると考えています。

食糧需給の中長期的予測の問題

小林 ほかにはいかがですか。

服部先生、お願いします。

服部 やや細かいですけれども、四〇ページの一番下の行で、「中期的には、需給の逼迫も懸念されています」と書かれています。私は、この表現にはひっかからなかったのですが、四三ページのアの四行目から、「将来の食料需給の逼迫が懸念されています」と書かれています。私は、この「将来の食料需給の逼迫が懸念されています」というのは非常に強い言い方だと思うのです。前の「需給の逼迫も懸念されています」に比べると。「逼迫が懸念されています」と書くからには、なぜ逼迫が懸念されるのかという根拠をそれなりに示す必要があると思うのです。将来的には供給がこうなると予測される、需要はこうなると予測される。需要と供給の両面でもって根拠となる予測が語られていて、それについてこういうことが書かれる必要があると思うのです。

ところが、その根拠に関しては示されていない。私は、これは考えてもらわなければならぬと思います。

八百屋広報評価情報分析室長 ここは去年と同じ表現で、去年はグラフを載せていたのですけれども、今年は、編集の都合上、そこを割愛させていただきました。

服部 私は覚えています。グラフは載っています。ただ、そこは改善されても、こういう具合にいう以上、将来、こういう需要供給の予測があって懸念されるのだというふうにする必要があると思うのです。

岡崎食料安全保障室食料自給率専門官 農林水産省では、二〇二五年と五〇年の中長期的予測モデルを公表しており、価格がどうなるか、五〇年のほうはなかなか予測は難しいですが、例えば二五年でしたら、実質でみても、緩やかに価格は上がっていきます。また、超長期でも、人口の増加に伴って食料需要もふえていくので、二つのモデルを踏まえると、こうした分析結果になると考えています。

服部 政策研の？

岡崎食料安全保障室食料自給率専門官 政策研の予測モデルです。

服部 私は、「需給の逼迫が懸念されます」という結論にはならないと思うのです。政策研の予測は穏当なものとみえています。

谷口 いや、白書でもこれはずっと一貫してベースになっていて、急に変わってはいないですよ。だから、このとおりだと思いますよ。

服部 「逼迫が懸念される」というのは相当のことですよ。

矢坂 今のことに関連して、TPPの影響を具体的に

見通すのが難しいのは、かなり長期での関税等の撤廃・削減、予測できない市場環境の変化が問題になるからなんです。政策研などが行っている生産と消費の長期見通しをとの対応をつけて、これまでのトレンドだけではすまない、一〇年後、二〇年後、三〇年後に生じうる課題を整理すれば、もっと具体的なイメージでTPPの影響を考えられたのではないかなと思います。

それから、この数年、白書はコラムや事例を多く掲載するようになっていますが、次第にコラムや事例を読むのがつらくなっているんです。コラムや事例は、本文の内容のイメージがより膨らむように挿入されるものである、と思うのですが、本文とのつながりがみえなくて、かえって本文が理解しにくくなる。だから、読み飛ばしたほうが理解しやすい。

例えば、鶏卵の価格変動についてのコラムがありますけれども、なぜこうしたコラムがそこに必要なのか分りません。テレファームは遠隔操作農業で中山間地域の農業生産者と消費者を結びつける新しい農業として注目されていますが、農地問題に関連して紹介されているの違和感が残ります。コラムや事例をたくさん入れようとされ過ぎているのではないか。必要なところにだけにコラムなどを入れてもう少し詳しく説明するほうが、読

者にとってはありがたい。

服部 私の質問に対するお答えがあったのだけれども、私は初めてこの「逼迫が懸念される」の根拠が政策

研の予測であるということを知ったんです。ただ、もしそうならば、政策研のモデルでこういう予測が行われているということ注で出すべきですね。

岡崎食料安全保障室食料自給率専門官 ご指摘のとおりで、どうしてこういう評価になったということは、書いておく必要があると考えますので、今後、留意したいと思います。

服部 注でもいいと思うのです。

小林 矢坂さんのご質問はよろしいですか。

八百屋広報評価情報分析室長 鶏卵のことは、急遽、某委員の方から要望があって入れております。テレファームについては、耕作放棄地を新たに使ったりされていますので、本文との関連づけなど、書き方をちょっと工夫すればよかったかなと、今、反省をしております。

岡崎食料安全保障室食料自給率専門官 中長期的な見通しについては白書では書かれていませんが、今回の基本計画の策定に当たっては、人口減少社会に突入したということが一つのポイントですので、国内消費の面については、二〇五〇年に一人当たりの供給熱量なり、それを人口で掛けたトータルの熱量がどうなるのかといった

分析をしています。また、国内生産の面では、農業構造の展望で担い手が今のトレンドだとどうなるのかといった分析をしておりますので、超長期の見通しはそちらの分析を参考にしていただけだと思います。

食品の安全性確保と衛生基準

梶井 三月のＴＰＰの特別委員会で、共産党の斉藤議員から輸入食品の検査に関しての質問がありましたね。あの資料は、農水省はもちろんおもちなのでしょう。輸入食品の、例えば、残留農薬の基準値を何倍も超えた食品が、検査が終わった段階ではもう流通済みになっている、販売済みになっていると。つまり、検査でもって残留毒性の基準値を一〇倍も上回るような食品が、もう既に商品に回ってしまっていると質問して、表をつくって出していましたね。

あの検査はどこがやるのですか。厚労省ですか。輸入食品の検査は。

八百屋広報評価課情報分析室長 厚労省になると思いません。

梶井 その検査データは、もちろん農水省もおもちなのではないですか。

八百屋広報評価課情報分析室長 済みません、担当がいないので、そこはわかりません。

小林 また後でお答えいただくということ。

梶井 食物の安全性に物すごくかわる問題なんですよ。一〇倍以上、八倍以上残っているというものは、農産物の中でもあったわけです。トマトなどについて、残留農薬が基準値を何倍も超えている。彼女は、これは八、〇〇〇人の消費に相当するとか、それが既に流通を終わってしまっていると。私は彼女が示したというパネルをほかの方から、国会で承認したときのデータをもらって、びっくりしちゃったのですが、農水省もそれをおもちだとしたら、食品の安全性の確保の問題についてここに随分お書きになっているでしょう。ここに一言もその問題を書いていませんね。

つまり、輸入食品の農薬の残留性の、例えば検査の仕方自体が変わっていて、検査が終わるまでの間にどんどん流通させてしまっていると。検査自体が無意味になっている。そういうやり方になっている。それを農水省が何も問題にしないということ自体がおかしいんじゃないかと思う。

八百屋広報評価課情報分析室長 それは検査の話だと思いますけれども。

梶井 ええ、検査の結果が、食品の安全性を物すごく危なくしているという点について、白書でこれだけ安全性の問題について書いていて……。

八百屋広報評価課情報分析室長 基本的に、動植物検査の話は書いていますけれども。

梶井 農産物について彼女はやっているわけです。

谷口 食品じゃないですか。

梶井 輸入トマトとか、生で入ってきたものについてやっているわけです。それについて農水省は全然ノータッチなので。

八百屋広報評価課情報分析室長 今、担当がいないので、すぐお答えできないので。

梶井 例えば、来年の白書ではぜひその問題を取り上げてもらいたいと思います。食品の安全性という問題について、今の輸入品の検査体制というのは物すごく不備だということぐらいいは指摘して、問題にしておくべきだと思います。それまでに直らなければ。

農地集積目標の実現性

小林 それでは、第二章の強い農業の創造に向けた取り組みに移りたいと思います。

これは安藤先生から、紙のほうで質問事項ということで、簡単にお願ひできますか。

事務局（花村） それでは、事務局から代読させていただきます。

1. 「農業構造の変化」について

大規模経営の増加は指摘されているが、農水省がKPIとして掲げている担い手への農地集積について、それが実現可能な目標といえるかどうか、もう少し掘り下げた分析を行う必要があると考える。図2-1-1（九七頁）が、農地面積に占める担い手の利用面積の推移を示しているが、これは全国一本の数字で大雑把すぎるように思う。

真ん中には、安藤先生がつくった表があります。

上の表はセンサスから作成したものが、北海道の構造再編は終了しているので、ここでの実績の上積みは期待できない。それどころか、5ha以上層、10ha以上層の経営耕地面積は減少に転じており、今後が懸念される。北海道を除いた都府県だけの数字をみると、全国一本の数字と比べてかなりの差がある。また、経営耕地面積集積率の増加ポイントは、2005年から2010年にかけての値よりも2010年から2015年にかけての値のほうが低下しており、今後、担い手への農地集積率は農水省が期待するようには伸びないのではないか。このあたりを早目に見定めて政策目標の確な軌道修正を図らないと、官邸から責任を問われてしまうのではないか。

小林 では、ご担当、お願いします。

渋谷経営局農地政策課補佐 経営局でございます。集

積率は、ご指摘のとおり、KPIで「担い手への集積率を今後」一〇年間で五割から八割にもっていくと掲げておりますけれども、その起爆剤といえますか、どんどん推進していくためのスキームとして、農地中間管理機構をつくったところです。

ご指摘の五ヘクタール以上だったたり一〇ヘクタール以上の層の方もやめられるということは考えられますが、こういった方々の農地をどうまた次の担い手に引き継いでいくかということが重要だと思っております。

そのことについて考えていくと、二、四年度から進めている人・農地プランを地域でつくっていたいただいています。が、今は五ヘクタールやっているのだけでも、七、五歳とか八〇歳という方で後継者もないということである。それは数年後にだれかに貸すという形になっていくので、それを農地中間管理機構を使って、新しい担い手に結びつけるということが重要なかなと思っております。

集積率の増加を図るためにも、そういった取組を進めていきたいと思っております。

バター供給不足の要因は――

小林 ありがとうございます。

ほかの方、このところについて、いかがでしょうか。

一四五ページにバターの問題が書いてありまして、上から二行目に、「供給不安を背景として、家庭用バターの購入量が増加したことから、小売店のバターが品薄となりました」とかなり明確に書かれております。バター不足は家庭が在庫をふやしたからとよくいわれていることですが、規制改革会議で突っかれたところですね。バターの問題は、国家貿易が問題だとか、指定生乳生産者団体が問題だというようなところまで来ているわけですね。

それへの反論というのはこの秋までにいるいろやられると期待しておりますが、その辺の分析を、例えば、なぜバターは減少したのかというのをもう少し書き込んでいただくということがあれば、あのようなことをいわれなくても済んだのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

金澤生産局牛乳乳製品課補佐 ここにも書いてございますが、先生もご案内のとおり、家庭用のバターと業務用のバターというのは、同じバターといっても、冷蔵物と冷凍物ということで、家庭用のものは国産が主の消費になっておりますし、賞味期限も違いますから、保存がきくといえながらも、フレッシュで回している商品でございます。

ここで書いてございますとおり、小売店のバターの購

入量がふえたというのは、インテージさんのデータなどをみて、如実にその年は異常にピークが上がって、実際、裏づけ的なところはあるのかなと思っております。究極的には、今、一番は、追加輸入をこういう形で三年連続でやらせていただいておりますが、冒頭、先生のほうからのご意見をいただいても、生産基盤が非常に厳しいところかなと思っております。

そういう意味で、規制改革会議に我々もヒアリングで呼ばれて、その折にもご説明もさせていただいていますが、バター不足の原因が指定団体にあるかということ、そういうわけではないでしょうということだと思っております。生産基盤の弱体化をどう抑えて、しっかり需要に応じた供給をしていくのか。それとあわせて、全体の需給を増すツールの一つが追加輸入でございますので、追加輸入のほうも、バター不足の問題以降も定期的な情報発信する、また、早目、早目に追加輸入のアナウンスをするという形で、そういった運用改善も引き続きやっていきたいなと思っております。

秋までに検討するという規制改革の実施計画ということで、先般、閣議決定されました。ゴールがどこかというのはあるのですが、現時点で具体的にどうこう決まっているわけでは当然ございませんけれども、大臣からも常々おっしゃっていたいておりますように、指定団体

そのものが果たしている機能は、国内の需給を回している、酪農家の経営安定を図っていくという意味では、重要な機能を果たしていると思っておりますので、そういった機能が損なわれないようにしっかり対応していきたいと思っております。

お答えになっているかどうか、わかりませんが、

小林 規制改革会議のその議論ではなくて、白書の書きぶり、例えば、せっかくなので、国家貿易というのはどういう役割を果たしている、国家貿易があったからある程度こういう対応ができたとか、そういう分析を通じてきちっと理解を醸成するようなことがもう一歩できたらよかったのかなという、そういう思いがあったということ、秋までの話とは別ですけれども。

金澤生産局牛乳製品課補佐 確かに、攻めというよりは、守りの書き方になっているのかもしれない。

八百屋広報評価情報分析室長 白書は政府が出す文書なので、農水省だけで書くわけにもいなくて、全体の協議の上、成り立つ文書ということでは。

小林 そうなのでしようけれども。

矢坂 関連してですが、消費者のバターの買いだめについての指摘は、政府としてはふみ込んだ書き方です。さらに消費者がその時期にかなりバターを買い込んでいくというデータを示されてもよかったですのかなと思いま

す。政府や食品事業者が消費者とコミュニケーションをとるといふことの重要さを指摘されてもよかったのではないかとはいえない。

バターは「一人一個まで」というと、どうしても買ってしまうわけで、「一人一個」の意味を理解してもらったためのコミュニケーションが大事です。「一人一個」という表現の仕方に、流通業者はこうした取組が不得手だったことがあらわれていると思うのです。

小林 何か、ご担当から。よろしいですか。

それでは、服部先生。

酪農・肉用牛経営の担い手育成

服部 若干、それに関係しますけれども、一四七ページに、そういう事態に対処するためにもということがあって、「酪農・肉用牛における担い手の育成と労働負担の軽減に向けた取組」という項目が入っていると思います。これを読んでみて、確かに二つがポイントなのだろうと。労働負担の軽減に関しては、ある程度具体的に説明が書いてあって、これは納得できるんです。

ただ、労働負担の軽減に関しては説明があるのだけれども、担い手の育成をどう図っていくのかという肝心なことに関しては説明がないんじゃないかという感じがするんです。ですから、ぜひ入れてもらいたいということ

と、ここには書いていないのだけれども、現在、担い手の育成を図っていく上で何が行われるべきかと考えているのかを示してもらいたいんです。

前問生産局畜産企画課補佐 直接のお答えかどうかわかりませんが、ある肉用牛の生産者の団体の会合が五月末にごさいますして、私も出たのですけれども、一〇〇人ぐらい生産者がいらっしたのですが、「この中で後継者がいない経営はありますか」ということでは、一人も手を挙げませんでした。

つまり、魅力的な経営を継続している経営者の子弟は当然おやじの後を継いで、「おれも頑張るぞ」ということだと思ふのです。その団体の理事長さんは、自らもかかる経営、魅力のある経営を実践することが後継者の担い手の確保につながるとずっと主張されておりまして、それもおっしゃるとおりだと思いますし、それに加えて、今、一億総活躍といわれていますので、女性の役割ですとか、退職したサラリーマンの方でも担い手になるとか、そういう補完的な労働というのをごさいますから、そういうことに総合的にどう取り組んでいくかというの是非常に難しい問題ですので、ここにこう書いたらいいというのは今すぐ申し上げられないのですけれども、貴重なご意見として、今後、参考にさせていただきますと思います。

服部 いわれることはよくわかるのだけれども、そうならば、一〇〇人中一〇〇人全部に後継者がいるというのが全体状況ならば、こういう問題は恐らく起こらないと思うのです。そうではない、後継者がいない経営もあるからこそ問題が起こっている。じゃあ、その後継者がいない経営とはどういうものなのか。その状態を克服するにはどうするかという問題がもう一つあると思うのです。その点はどのようなのでしょうか。

前岡生産局畜産企画課補佐 いろいろ要素はあると思います。その団体の方がおっしゃっていたのは、経営主がもうかる経営を子弟にみせられていないと。生産資材が安く調達できないとか、販売があまり有利にできないとか、そういう複雑な要素があって、なかなか後を継いでくれないということがあって、なかなかその方はおっしゃっていましたけれども、その点は国としても分析が要ると思います。ですから、この場で、「こういう違いがあるのです」とはすぐには申し上げられませんが、重要な課題ですので、きちっとご指摘を踏まえて対応していきたいと思います。

服部 酪農政策にまだ足りないところがあるというごとはないですか。

金澤生産局牛乳製品課補佐 後継者は、ご結婚されていない方もおられるので、家族経営と法人経営でやら

れているところでも当然違いがあると思いますし、家族経営の場合も、お子さんが本当に継ぐのか、そもそもお子さんがいない方もおられる。その地域、地域で酪農というものの位置づけも当然違いますので、酪農専業地帯などであれば、当然、継承という意味でも、親子ではなくても、居抜きで新しく入っていただく。地域で酪農家がいないと、その地域は回っていかないと。地域で酪農家地域では、ヘルパーさんを介してとか、それこそ募集してとか、TMRセンターとか育成牧場で研修させてからとか、今、地域でいろいろな取り組みをやっていたらいいのかなと思っています。

そういった担い手とか経営継承というのは、その形態とか地域によってもさまざまですので、支援という意味ではそこはフレキシブルにご用意もさせていただいていきますので、そういうものを活用して実際やられているところも出てきておりますので、そういうものを増やしていければと思っています。

農村振興政策が抱える課題

小林 残念ながら、五時になってしまいましたので、次の第三章に移りたいと思います。地域資源を活かした農村の振興・活性化です。これについても、安藤先生のペーパーを簡単にお願いたします。

事務局(花村)

2. 農村経済を把握するための統計

整備についてはです。

「インバウンド需要への農村の取り組み」(一七九—一八〇頁)で用いられている図3—10と図3—12は全国一本の数字であり、農村地域にどれだけ訪日外国人旅行者が訪れたのか、訪日外国人旅行者の消費額がどれだけあったかがわからない。これを区分することはできないのか。こうした数字の増加を目標に掲げて政策を遂行しても、その成果を統計的に把握できないと政策評価の組上にのせることができない。また、その場合、「農村地域」をどのように定義することになるのか。これを明確にしないと農村政策の効果も測定することができないと考えるが、どうか。

3. 農村振興のために本当に必要な政策は何か

「図3—4—2 年代別農山漁村における余暇で過ごしてみたいこと」(一九九頁)は、都市住民のニーズを把握した貴重な調査結果だと考える。しかし、この中で最も人気を集めているのは「自然散策」であり、四〇代以上層では、「農家漁家レストランでの食事」「農家漁家民宿での宿泊」「直売所で特産品を購入」を大きく上回る結果となっている。ここから導き出されるべきは、「自然散策」を中心とした都市住民の農村地域への呼び込みであり、それを中心とした農村振興政策の策定ではない

だろうか。一九九—二〇〇頁の記述は、「農村の所得増加」に引きずられて直接お金が落ちるような活動が並べられるだけになっており、不満が残る。もう少し、結果を踏まえた戦略を提示するようにすべきではないか。農村地域が国民にとってどのような意味を有しているかを再考する出発点となるように思うが、どうか。

小林 それでは、二つ、よろしく願ひします。

八百屋広報評価課情報分析室長 まず、「インバウンド需要への農村の取り組み」の訪日外国人旅行者のデータですが、これは区分は今ございませぬ。農村の政策を進めていく上で、これは観光庁のほうのデータなので、分けられないかお願いをしている段階だと思います。そのときに、どういう地域で分けるかという議論もあるかと思いますが、現状ではできていないということがございませぬ。

それから、農村に若い人なりが来て、自然散策といえますけれども、農村振興のためには何らかお金を落とすてもらふことをまず政策的には進めていくことが必要かなと思っておりますので、まず、交流人口をふやすというようなことは当然あるかと思いますが、所得につなげていくことが重要と考えています。

ただ、交流人口とか、教育や福祉の面の取り組みですとか、福祉といったお金だけではない面もありますの

で、そういったことも含めて、分析なり動きを調査していきたくと思っています。

小林 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。服部先生、どうぞ。

服部 若干、細かい点ですけども、九六ページの一番目の行で、機構に関してですが、「各都道府県、機構において、機構の意識改革と体制の改善」とあります。

この「意識改革」というのは何を具体的に意味するのでですか。

渋谷経営局農地政策課補佐 農地中間管理機構は、基本的にもともと売買の事業をやっていた農地保有合理化法人というのが各都道府県にあって、そこがこの農地中間管理事業をやるという形になっています。売買を中心にやっていたものですから、農地中間管理事業のほうは貸借をベースにやっていくということで、その事業の違いもありますし、あとは、これだけ高齢化も進んでいて、先ほど、五ヘクタール、一〇ヘクタールの方もだんだんやめていくという時代に差しかかっているところもあって、より自分たちが地域の農業について積極的にどうしていくのだということを考えていく機関になるべきだということ、そういう意味での意識改革ということでございます。

服部 ああ、わかりました。それを具体的に書いてほ

しかったですね。

小林 ほかに、第三章はよろしいですか。

では、第四章の東日本大震災からの復旧・復興について、どなたかご質問、ご意見はありますか。特によろしいですか。

飼料用米をめぐる課題

それでは、第二章のところで作作化ということで、例えば、一〇アール当たり最大一〇・五万円にしたとか、その効果はどうなのだろうか。品種も、食用米から専用品種になかなかいかないと、収量も伸びないとかという問題。それから、全農が買い取っているということもあるのですが、運賃でほとんど販売価格は相殺されて、農家に残るのはゼロだと。そうすると、これはもう補助金なしにはやっていくけないとなって、じゃあ、補助金なしでやっていくる体制をどうつくるのかというのが多分次の課題だと思っております。

そのためには、配合飼料にまぜるために、遠くの配合飼料工場へ運ぶのではなくて、地域の中で餌米を使っていくというような取り組みをやっていく。モデルでもいいのですけれども、そういうことは考えられていらっしゃるのかもしれませんが、ここにももう少し本作化できるヒントなり試みを書かれてもいいのではないかなと思

いました。

神山 関連して、山形県のJA真室川に行きまして、もみサイレージの話を一聞いてきました。今の飼料米の仕組みは、JA全農経由で飼料工場に飼料の原料として、トウモロコシの代替として混合しているのが大部分です。JA真室川のように、地域の中でもみ米をサイレージ化して地域の酪農・肉用牛繁殖経営に向けて飼料自給を実現する方向に向かわない限り、ただ単にトウモロコシの代替だけに終わってしまう。片方で、備蓄米も飼料に回っている、ミニマムアクセスの輸入米も飼料原料に回っているわけですよ。その中で、国内で飼料用米をつくるという位置づけです。

輸入トウモロコシを減らして自給率を上げるという面では確かに効果はあるわけですが、一〇アール五万五、〇〇〇円〜一〇万五、〇〇〇円の交付金を出していく意味合いを、地域畜産の再建に結びつけて考えていく必要があると思います。

小林 では、お願いいたします。

小川政策統括官農産企画課補佐 直接、飼料用米の担当ではないのですけれども、お二人の先生からいただいたご意見は、真摯に受け止めたと思っています。飼料用米の単収が伸びているのかというと、単収のいいものを農家の方は手をつけない場合もありますし、そうい

うことも踏まえて、今年、新しい取り組みとして、飼料用米の単収グランプリというものを実施することにしております。収量の多いものを目指したり、コストの削減というのを絶対していかなければいけませんから、その取り組みを飼料用米政策を推進する上でしっかり進めていかなければいけないと考えております。

さらに、TPPにおいても、今後の継続検討項目というのが整理されております。去年公表された政策大綱にも書かれています。今後、持続的に飼料用米を推進していくためのさまざまな取り組み方をこの継続検討項目の中で議論して、そして、秋ごろをめどにとりまとめることになっております。そこで、今までのそういう問題点や現状を踏まえて、さらに持続的に進めていくための議論を今まさに進めているところですので、そういう中で、しっかり政府としても考えていきたいと考えております。

神山 一言だけ。飼料用米とか輸出入の多収品種の米とかが課題になっているわけですが、二〇一六年度の予算で、米と麦を課題にした試験研究費はゼロになってしまっています。

小川政策統括官農産企画課補佐 新しい品種とか、そういういったものですか。

神山 そう。その辺、飼料用米や輸出用米とか、単収

を向上させてコストを下げる等いろいろな課題があり、基礎的な研究をきちっとやっていく必要があるわけです。米・麦の試験研究開発費を確保すべきだと思っております。

小川政策統括官農産企画課補佐 米・麦は日本の主要食料ですから、非常に重要な作物であると我々も考えております。

研究費がゼロとおっしゃったのですけれども、それは恐らくいろいろな研究をやっています、それぞれの分野ごとに、米の品種改良をやっていたり、県のいろいろな研究機関もありますから、そういったところでの品種の新しい研究開発もあると思います。国の予算でも、米についての新規需要をみつめるような研究開発とか、新しい米の利用方法とか、そういったものには力を入れて需要拡大を進めておりますので、そういうものも全部ひっくるめて、米も麦も含めて、しっかり研究もやっているかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

金澤生産局牛乳製品補佐 今、直接担当しているわけではないのですが、飼料用米の畜産の側の利用ということで、先ほど、配合飼料の原料に入っているという話がありましたけれども、白書の一三〇ページとか一三一ページとかに事例も載せていますが、地域の耕畜連携のような形の利用という部分、ソフトグレインサイレー

ジのようなものは乾燥工程も要らないということで、そういうこともしっかり進めていきたいと思っております。

そういうことで、畜産部では、昨年一〇月の組織見直しで飼料課を復活いたしました、国産の飼料米も含めた原料の利用をしっかりとやっているかということで、体制も強化しておりますので、そこは頑張っていきたいと思っております。

小林 岩手や山形は豚が中心ですけれども、ただ、山形についても栃木から運ばれていたりということがあったりして、全農が配合飼料として受け入れるということが、それはシステムとして仕方ないと思うのです。けれども、そこから少しずつでも地域で使えるような体制、システムをつくっていくということが一番大事だし、畜産の生産基盤を強化するという面でも重要なのではないかと思ひますので、来年に期待しておりますので、その辺をぜひきっちり書き込んでいただければと思います。

梶井 表のつくり方ですけれども、九三ページの表2-3で、表の見出しのところは平成一七年比較となっていますが、この表の中に増減率と入っているれば、二七年の増減率というのは、普通は大體二二年対比でもってパッと頭に入れますよね。だから、この増減率の書き方と

いうのは、これは特に〇五年との対比を重視してやるのだったら、欄を分けて表示するとかしてもらいたいと思います。

それから、その下で、五ヘクタール未満を一括してやっているでしょう。北海道はそれでもいいかもしれないけれども、都府県で五ヘクタール未満というのは、圧倒的に経営体の数はこっちのほうが多いわけです。九〇%、こっちでしょう。それを一括して五ヘクタール以上だけ、しかも小泉さんみたいに、「四〇〇戸もあるのか」と感心してもらえればいいですけども、細かに出すよりは、増減という点でいうと、我々は一番関心のあるのはこの五ヘクタール未満のところが一体どういう増減の経営体になっているのだからというのがずっと気になりますよね。

例えば、同じ二・五%の減であっても、それがどの辺のところかと。〇・五ヘクタール未満なのか、一ヘクタール前後のところか、そのほうが物すごく気になるわけです。それをこういう形の表の出し方では、いかにも農政は五ヘクタール以上だけを念頭に置いていますよととられかねないですよ。だから、こういう表のつくり方は考えてもらいたいと思います。

小林 では、服部先生、最後に簡潔にお願いします。

服部 簡単にいます。昨日か一昨日の日本農業新聞

に、デントコーンを生産している農家の話が載っていたんです。既に収量が米に比べて二〜三割高いと。だから、飼料用米は重要なだけけれども、同時に、飼料用作物としてトウモロコシを日本において生産する体制をつくる。品種開発を含めて。ぜひこれを農林省は視野に置いてもらいたいという私の要望です。これは去年も申し上げましたけれども。

八百屋広報評価課情報分析室長 要望としてお受けしておきます。

小林 時間を大変超過しましたが、きちんと対応していただき、本当にありがとうございます。

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

⑭

プラウ耕・グレーンドリル乾田直播による 稲―麦―大豆の二年三作体系の実証

農研機構 東北農業研究センター 生産基盤研究領域 大谷 隆二

1 はじめに

北上川と阿武隈川に挟まれた仙台平野は概して肥沃で、特に、石巻から北上側沿いに内陸に向かう北部平坦地は1ha以上の大区画に基盤整備された日本有数の穀倉地帯である。これに対し、仙台市沿岸から南部平坦地は、軟弱野菜、イチゴ、花きなどの園芸が盛んであり、東日本大震災以前のこの地域の多くの水田は10〜30aの小区画である。

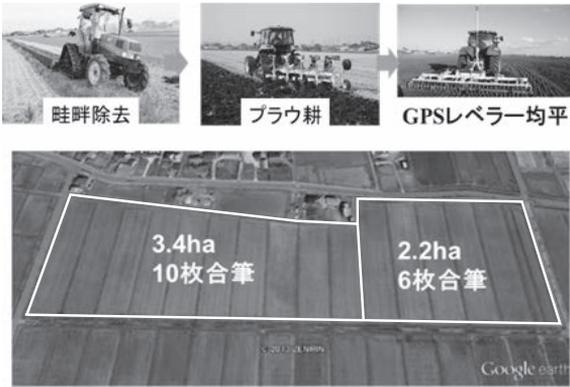
東日本大震災で津波浸水被害を受けた農地は、震災直後は用排水機場などの生産基盤の災害復旧工事が行われ、堆積した建物や家具等のガレキの除去作業が行われた。海水が浸入した農地では、土壌調査に基づく除塩作業が進められた。二〇一二年には、復興庁・農林水産省の委託プロジェクト研究「食料生産地域再生のための先

端技術展開事業―土地利用型営農技術の実証研究―」がスタートする。本稿では、東北農業研究センターが担当しているプラウ耕・グレーンドリル乾田直播による稲―麦―大豆の二年三作体系の実証試験の経過を述べる。

2 大区画圃場の造成

実証経営体は、宮城県名取市の仙台空港と仙台東部道路の間に位置する(有)耕谷アグリサービス(以後、K法人という)である。K法人の二〇一〇年の経営規模は七六haであり、東日本大震災ではほぼ全ての農地が津波浸水被害を受け、トラクタなどの農業機械も流される被害を受けた。農地からガレキとゴミの除去作業が行われ、一月から翌年三月にかけて縦浸透方式の除塩作業が行われ、二〇一二年には、一部で大豆の作付けが再開している。

図1 合筆均平で造成した大区画圃場



均平工法と呼ばれる、合筆する圃場のそれぞれの圃場の高さに応じて、プラウで反転する深さを変え、反転して表面に出た下層土を均平にして、さらにプラウで反転して整地する工法であり、これも実証試験として実施し、作業性などのデータを取得

K法人の水田区画は一〇〜三〇aで、一〇km/h以上の高速作業を特徴とするプラウ耕・グレーンドリル乾田直播の実証試験を行うため、圃場の畦畔を取り払い大区画化の圃場作りから作業を始めた。合筆・均平作業は二〇一三年の二〜三月にかけて行い、一〇枚を合筆した三・四ha圃場、六枚合筆した二・二ha圃場を造成した(図1)。プラウとGPSレベラーを用いる合筆均平は反転

図2 大区画圃場で実証する2年3作体系

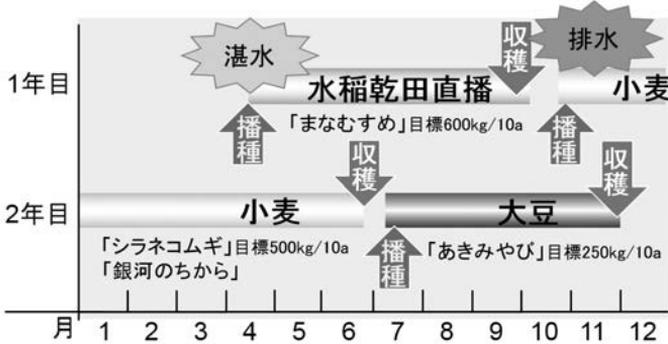
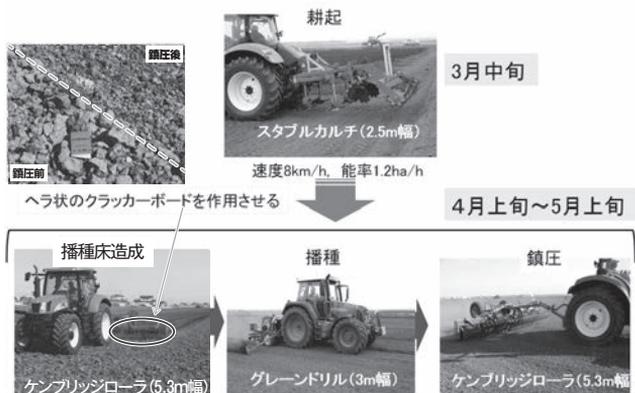


図2に示すとおり、水稻乾田直播—小麦—大豆の二年三作体系とし、三・四haと二・四haの二枚の圃場を用いて二〇一三年の乾田直播からスタートさせた。各作目の作付け期間は、乾田直播の播種が四月上旬〜五月上旬で、収穫が九月下旬〜一〇月上旬。水稻跡の小麦播種が一〇月下旬〜一月上旬で、小麦の収穫時期は六月下旬とな

3 乾田直播を軸とした稲—麦—大豆の輪作実証試験 した。

図3 乾田直播の播種体系



り、大豆の播種時期は標準播きよりも半月以上遅くなる。このため、大豆は条間を三〇cm前後に狭くして播種量を多くした狭畦密植栽培とした。水稻の品種は直播栽培に適する「まなむすめ」、小麦の品種は「シラネコムギ」で、一部に「銀河のちから」を試験栽培した。大豆品

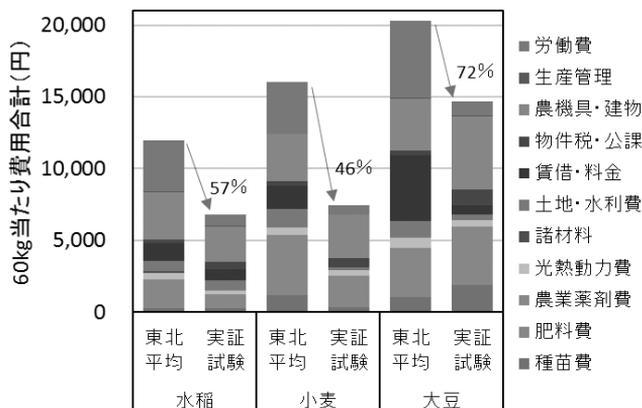
種は「あきみやび」とし、狭畦密植栽培で中耕作業や倍土作業を省略して雑草防除の省力化を図っている。乾田直播栽培の耕起播種体系を図3に示した。耕起にはプラウの一種であるスタブルカルチを用い、三月中旬に実施しておき、約一

ヶ月間の風雨による乾燥・吸湿で土塊を風化させる。播種床造成では、ケンブリッジローラ(五・三m幅)の走行で碎土・鎮圧して播種床を造り、グレーンドリル(三m幅)で播種し、再びケンブリッジローラで播種後の鎮圧を行う。播種床造成では、ケンブリッジローラのヘラ状のクラッカーボードを作用させ土壌表面の凹凸を均しながら作業する。ケンブリッジローラによる播種後の鎮圧は、土塊を碎き土壌と種子が密着して苗立ちを安定化させる効果と、漏水を防ぐ効果がある。耕起作業に用いるスタブルカルチと、播種作業に用いるグレーンドリルは、二年三作の水稻、麦、大豆の輪作体系において、全ての作目で使用することとした。

4 二年三作実証試験の実績

乾田直播の苗立ちについては、二〇一五年に播種後の降雨とナトリウム粘土の影響で、雑草も出芽できないほどの厚いクラストが生成したが、フラッシングが功を奏し、三年間を通して一〇〇本/m²以上の苗立ちが得られた。収量は三年間平均で五三三kg/一〇aが得られた。小麦については、二〇一三年は水稻跡の稲わら収集が予定どおり進まず、耕起作業が三週間以上遅れ圃場乾燥が遅れるなどトラブルがあったが、収量は二カ年平均で四〇四kg/一〇aであった。大豆については、二〇一四年

図4 60kg当たり費用合計



は二八九kg/一〇aが得られたが、二〇一五年は八月下旬から一ヶ月間の多雨(前年比四三七%)に加えて、八月下旬から九月上旬の低温(前年差▲二・七℃)・日照不足(前年比三〇%)、九月一日の集中豪雨などの影響により稔実莢数が確保できず、一六三kg/一〇aの低

収となった。

以上の実証データを用いて、農地面積一〇〇haで、乾田直播水稲-小麦-大豆各三五haの二年三作と、移植水稲二〇ha、大豆単作一〇haの経営を想定(延作付面積一三五ha)してコスト試算を行った。その結果、六〇kg当たり費用合計は、水稲六、九〇三円、小麦七、四三一円、大豆一四、七一一円となった(図4)。これは、二〇一〇年東北平均に対し、それぞれ五七%、四六%、七二%である。削減効果が大きいのは労働費であり、二〇一〇年東北平均に対し、それぞれ二二%、一八%、一九%である。

5 おわりに

大震災の発生から五年が経過し、広大な仙台平野で農地の復旧と基盤整備が進捗するなか、これまでにはない規模の土地利用型生産法人が立ち上がっている。K法人の周辺だけでも、すぐ隣に六〇ha規模の美田園ファーム、仙台市若林区には一〇〇haの(農)井土生産組合、という具合に、一〇〇ha規模の法人が隣接する状況になっている。先端技術展開事業の実証試験が五年目を迎え、実証技術の面的な広がり期待されるなか、宮城県の行政・普及機関、研究機関が連携した支援が重要になると思われる。

編集後記

先月はリオ・オリンピック一色だった。日本人選手が獲得したメダルは、金一二個をはじめとして、前回ロンドン大会の三八個から三個増加。日本人選手の活躍はやはりうれしいものだ。

一方、この間、心に引っかかったことがあった。八月五～二日のオリンピック開催期間中に「終戦の日」を迎えたが、これまでよりも扱いが「静か」に感じたのだ。

昨年は、戦後七〇周年の節目にあたったため様々な行事がもたれ、マスコミも大きく報道したためかもしれない。

そのような折、郷里の信州に帰った時たまたま見た地元テレビで、旧満州開拓地から引き揚げた経験をもつ女性のインタビュー番組を目にした。

今年八九歳になるといって彼女は、満州に渡り入植した当時のことについて、「土地が肥えていてなんでも沢山とれた。ジャガイモでもトウモロコシでも、肥料なしで大きく育った。信州でのつらい暮らしとは打って変わり、安定した暮らしがあった」と語った。テレビの画面には、当地で開かれた運動会を観戦する幸せそうな家族たちの姿が流れた。

そして、彼女は続けた。「でも、開拓地ということが入植した土地は、本当は、元々そこで暮らしていた農民

から取り上げた土地だったんです」。

敗戦とともに、日本の傀儡政権であった満州帝国は崩壊。ソ連が参戦する中、家族は逃げ惑った。必死の思いで日本をめざす途上、彼女の姉は赤ちゃんを産んだが、お乳は出ない。何日後、子は背中にしよわれたまま息を引き取っていた。姉も、機銃掃射を浴び、目を大きく見開き、口も大きく開け、「姉の顔じゃない別人の顔」で息絶えた。「でも、どうしようもない。それまでもさんざ人の死ぬところを見てきた。なにも感じなくなる」。彼女はふっと息を吐きながら、「戦争はこりこりと語っていた」。

銃後の人々も含め、戦争下においてはだれもが被害者であると同時に加害者となりうる。こうした戦争の現実の姿を直接語れる人たちが近い将来いなくなる。

防衛省は来年度予算概算要求で、過去最大の五兆一千六百八十五億円を計上した。要求額としては過去最大で、五年連続の増額要求となるようだ。

リオでは、韓国と北朝鮮の女子体操選手が、スマートフォンで仲良く「自撮り」している姿が話題を呼んだ。

「国民の命と平和な暮らしを守り抜く」という政府の最も重い責任を、しっかりと果たす(本年一月安倍総理施政方針演説)ためには、防衛費増額ではなく、歴史に学ぶことと、近隣諸国民との友好関係を深めることだ。(花村)